

飯塚市新産業創出支援センター 指定管理者

募集要項

令和7年

飯塚市 経済部 産学振興課

1. 指定管理者募集の趣旨	1
2. 飯塚市新産業創出支援センター施設運営の基本的な考え方	1
3. 施設の概要	1
4. 過去3年間の施設利用者数・利用料金収入の実績	1
5. 休館日及び開館時間	2
6. 指定管理者が行う主な業務	2
7. 業務体制	2
8. リスク分担	3
9. 指定期間	3
10. 指定管理業務に係る経費	3
11. 指定管理料の精算	3
12. 応募に関する項目（申請資格等）	3
13. 公募スケジュール	4
14. 提出書類等	5
15. 提出書類等に関する特記事項	6
16. 応募に要する経費	6
17. 指定候補者の選定方法	6
18. 応募の無効又は応募者の失格	8
19. 指定管理者の指定等	8
20. 業務を実施するにあたっての留意事項	8
21. 問い合わせ先	9
22. 要項別紙 1～5	9

飯塚新産業創出支援センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の趣旨

飯塚市新産業創出支援センター（以下、「センター」という。）については、民間の事業者等の創意工夫あるセンター運営によって多様化する利用者の要望、要請に効果的、効率的に応え、利用者に対するサービスの向上を図ることを目的に指定管理者制度を採りいれています。

現在の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日に満了することから、新たに指定管理者を指定するにあたり、民間事業者等の理念や実績に基づいたセンターの管理運営に関する提案をいただいたうえで、指定候補者を選定するため、広く事業者を公募いたします。

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 13 号)第 18 条の規定に基づいて設置される飯塚市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において提案内容を審査のうえ、指定候補者を選定いたします。その選定結果に基づき市議会へ指定議案を上程し、市議会の指定の議決を受けた後に、飯塚市と協定を締結することで指定管理者に指定されることとなります。

2 センター運営の基本的な考え方

飯塚市には、2 つの理工系大学の知的資源をはじめ、産業支援機関等が集積しており、これらの資源を最大限活用した新産業の創出や創業と成長がしやすいまちづくりを積極的に推進しています。

当センターは、産学官連携による新産業の創出と創業支援のための中核施設であり、その趣旨に則って管理・運営していきます。

センターは、貸しスペースをインキュベーション施設として低料金で提供し、新たに起業する方や新分野への進出、新しいサービスや新製品の研究開発等に取り組もうとする企業等を入居対象にしており、民間事業者のもつ創意工夫ある運営により、入居企業等が利用しやすい効果的、効率的な運営を図ろうとするものです。

そのため、民間事業者のもつ創意工夫ある運営により、効果的かつ効率的なセンター運営を図ろうとするものです。

※ センター運営の基本的な考え方は、飯塚市新産業創出支援センター指定管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)に再掲載します。

3 施設の概要

- (1) 名称：飯塚市新産業創出支援センター
- (2) 所在地：飯塚市幸袋 576 番地 14
- (3) 敷地面積等

※ 施設概要等の詳細は、仕様書に詳細を示しています。

4 過去 3 年間の施設利用者数・利用料金収入の実績

年 度	区 分	室 数	入居室数	空き室数
令和 3 年度	育成支援室	8	6	2
	研究開発室	11	10	1
	企業誘致室	1	1	0
	総 計	20	17	3

令和4年度	育成支援室	8	5	3
	研究開発室	11	10	1
	企業誘致室	1	1	0
	総計	20	16	4
令和5年度	育成支援室	8	4	4
	研究開発室	11	10	1
	企業誘致室	1	1	0
	総計	20	15	5

※センターは、利用料金制を採用していませんので、使用料収入は、指定管理者の収入となるものではありませんので省略します。

5 休館日及び開館時間

(1) 条例による休館日、開館時間は、次のとおりです。ただし、指定管理者は、あらかじめ施設設置者の承認を得て、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができます。

(2) 休館日

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号の休日を除く。）
- ④ 上記の規定にかかわらず、入居施設及び共用施設は、休館しないものとします。

(3) 開館時間

- ① 入居施設及び共用施設 午前零時から午後12時まで
 - ② 開放施設 午前8時30分から午後5時まで
- ※ 休館日及び開館時間の詳細は、仕様書に再掲載します。

6 指定管理者が行う主な業務

指定管理者が行う業務については、飯塚市新産業創出支援センター条例（平成18年3月26日飯塚市条例第184号。以下「センター条例」という。）第5条に規定していますが、その主な業務は次のとおりです。

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の周知に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 電気使用料の徴収に関する業務
- (5) 施設及び設備の維持管理等に関する業務
- (6) その他の業務

※ 業務等の詳細は、仕様書に再掲載します。

7 業務体制

- (1) 指定管理業務を効率的に実施するために適正な人員を配置するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）ほか労働関係法令の規定を遵守し、業務の実施に支障が生じないよう必要な業務執行体制を確保するものとします。
- (2) センターの管理運営業務に支障が生じないよう必要な業務執行体制を確保するとともに、適正かつ

効率的な人員配置を行うものとします。

※ 業務体制の詳細は、仕様書に再掲載します。

8 リスク分担

指定管理者と市とのリスク分担は、概ね仕様書のとおりとします。規定した事項以外のことが発生した場合は、双方の協議によるものとします。

9 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間(5年間)とします。

施設の廃止等により、指定期間が短縮される場合があります。指定期間が短縮される場合は、その1年前までに指定管理者へ通知を行い、協議を行うものとします。

10 指定管理業務に係る経費

- (1) 本指定管理業務においては、利用料金制（施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とすること。）を採用しません。本指定管理業務は、飯塚市が支弁する指定管理料（委託料）を運営経費として実施してください。
- (2) 指定管理料の上限額は、単年度 11,166,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。
ただし、消費税及び地方消費税の税率が改定になった場合は、協議後、指定管理料を決定します。
- (3) 指定期間の変更に伴い年度途中で指定期間が終了する場合、原則、指定期間終了の日が属する月までの月数をもって当該年度の指定管理料を月割りで支払うものとします。ただし、維持管理費等で月割りが困難なものがある場合は、協議の上、決定するものとします。

11 指定管理料の精算

指定管理者の経営努力の有無による指定管理料の過不足については、修繕料を除き、精算は行いません。なお、指定管理料に含まれる修繕料は単年度 1,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、修繕料にかかる経費が 1,200,000 円を超える場合は、事前に協議するものとします。

12 応募に関する項目（申請資格等）

- (1) 応募者の参加資格等
法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、センターの管理運営を継続して安定的に実施する能力を有すると認められるものとします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者。以下同じ。)は、指定管理者の指定を受けることができません。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
 - ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、飯塚市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ⑤ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項(同項を準用する場合を含む。)の規定に抵触することとなる者を構成員とするもの
 - ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

⑦ 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年 10 月 19 日福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団又は暴力団員等を構成員とするもの。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当する者。

(2) 法人格及び個人応募

- ① 団体の場合は、必ずしも法人格は必要ありません。
- ② 個人で応募することはできません。
- ③ 団体については、個人や法人の単なるグループではなく、組織や責任の所在が明確化されたものに限ります。
- ④ 共同事業体の場合には、協定書等出資比率が分かる書類の提出により、応募できます。
- ⑤ 応募時において市内に事業所を有しない団体が指定管理者に指定された場合には、協定書締結後速やかに、市内に人的及び物的設備を備えた事務所又は事業所（※法人市民税における事務所等要件を満たすこと）を置くこと。

13 公募スケジュール

(1) 募集要項の配布（※飯塚市ホームページでもダウンロードできます。）

- ① 配布期間 : 令和 7 年 4 月 1 日(火)～令和 7 年 5 月 30 日(金)※ただし土日祝日を除く
- ② 配布場所 : 飯塚市役所 経済部 産学振興課
- ③ 配布時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(2) 現地説明会

- ① 日時 : 令和 7 年 4 月 21 日(月) 午後 2 時～(1 時間程度)
- ② 会場 : 飯塚市新産業創出支援センター 3 階 研修室
- ③ この現地説明会には、必ず参加してください。
- ④ 募集要項・現場説明会参加受付票(要項別紙 1)に必要事項を記入のうえ、受付に提出して必ず参加の確認を受けてください。
- ⑤ 説明会は 1 時間程度を予定しますので進行にご協力ください。

(3) 質問受付

次のとおり、募集要項及び仕様書の内容に関する質問を受け付けます。

- ① 受付期間 : 令和 7 年 4 月 22 日(火)から令和 7 年 4 月 30 日(水)までの間
- ② 質問方法 : 必ず募集要項・仕様書に関する質問書(要項別紙 2)によることとします。口頭及び電話での質問、問い合わせには、一切お答えできません。
- ③ 提出方法 : 提出先に持参されるか、郵送等若しくはファクシミリ又は電子メールで提出してください。なお、郵送等並びにファクシミリ及び電子メールの場合は、必ず送信した旨を電話連絡してください。
- ④ 提出先 : 飯塚市役所 経済部 産学振興課
・住所 〒820-8501 飯塚市新立岩 5 番 5 号
・電話番号 0948-22-5518
・FAX 番号 0948-22-6062
・Eメールアドレス sangaku@city.iizuka.lg.jp
- ⑤ 注意事項
(ア) 質問書を持参される場合は、受付期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とします。
(イ) 郵送等で提出される場合は、事情の如何にかかわらず受付期間内に到着したものに限ります。
(ウ) 質問書には、必ず日付を明記してください。

(4) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答方法等は、次のとおりです。

- ① 回答期日 : 令和7年5月21日(水)
- ② 回答方法 : 飯塚市の公式ホームページに、順次、掲載します。なお、質問を提出した応募者個々に対する回答は行いませんのでご注意ください。
- ③ ホームページアドレス : <http://www.city.iizuka.lg.jp>

14 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 申請資格を有していることを証する書類
 - (ア) 法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書)
 - (イ) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - (ウ) 申請資格に関する申立書(様式第2号)
 - (エ) 市長が指定する国税及び地方税の納税に関する証明書(要項別紙3)(直前3か年分)
- ③ 指定施設の事業計画書(様式第3号)
 - (ア) 本募集要項17(2)選定の基準(評価項目)順に具体的な提案を行うこと。
 - (イ) A4版、縦方向、横書き、長辺とじ、30ページ以内とし、文字は11ポイント以上で印刷すること。
 - (ウ) 提案趣旨はアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ④ 団体概要書(様式第4号)
- ⑤ 団体の経営状況を説明する書類
 - (ア) 収支(損益)計算書又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
 - (イ) 貸借対照表又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
 - (ウ) 財産目録又はこれに相当する書類(直前3か年度分)
 - (エ) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
 - (オ) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - (カ) 共同事業体の場合、協定書等出資比率が分かる書類の写し
- ⑥ その他
 - (ア) 事業計画の補足説明

以下の事項については、補足説明として別様式で提出してください。なお、応募者で「事業計画等」に網羅されていると判断する場合は、提出の必要はありません。

- A 「公の施設」の管理運営に関する理念・運営方針について、特に「公共インキュベーション施設」を管理運営する立場で、「公共インキュベーション施設」に関する理念と基本の方針を示してください。併せて、それを客観的に評価できる内部規程・実績等があれば示してください。
- B 飯塚市との連携・協調体制について、具体的な考え方を示してください。
- C 外部評価・第三者評価の実施、管理業務への反映等について、その考え方を示してください。
- D 専門性を確保するために、従事者の確保と安定的な人員体制の維持・継続について、その考え方を示してください。併せて、従事者の交代や代替措置に関する考え方を示してください。
- E 指定期間の満了等に伴う指定管理者交代における実績、引継書等の作成について、具体的な考え方を示してください。

(イ) 暴力団員等の排除に係る調査承諾書（要項別紙 5）

(ウ) その他、必要があると認められる書類

⑦ 上記の提出書類のうち、提出できない書類がある場合はその理由書（任意様式）

(2) 提出部数

① 提出部数は、正本 1 部及び副本 13 部とします。

② 正本は、すべて原本及び原本証明されたものとします。副本 13 部についてはコピー可とし、申請者の名称やその他申請者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないでください。（写真等の資料にも記載がないことを確認してください。）

③ 書類は、表紙を「指定管理者申請書」として前記(1)の①から⑥までの書類に頁番号を付したうえ、一部ごとにファイリングし、提出してください。

(3) 受付期間及び提出方法等

① 受付期間： 令和 7 年 5 月 29 日(木)～5 月 30 日(金)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

② 提出方法： 必ず持参のうえ提出してください。（郵送等では受け付けません。）

③ 提出先： 飯塚市役所 経済部 産学振興課

④ 電話： 0948-22-5518

(4) その他

書類を提出した後に応募を辞退する場合は、指定管理者応募辞退届(要項別紙 4)を提出してください。

15 提出書類等に関する特記事項

(1) 提出書類は、理由の如何にかかわらずお返しできませんのでご了承ください。

(2) 提案内容の著作権は応募者に帰属するものとしますが、飯塚市は、選定結果の公表等に必要な場合は、その提案内容の一部又は全部を使用できるものとします。

(3) 受付期間を過ぎた場合にあっては、原則として、提出書類を差替え、若しくは修正又は変更することはできません。

(4) 指定管理者として指定された団体等の提出書類は、飯塚市情報公開条例(平成 18 年飯塚市条例第 10 号)の規定に基づく情報公開請求による公開の対象となります。

(5) 飯塚市が提供する資料等は、指定管理者に応募するための検討目的以外の目的に利用することを固く禁じます。

16 応募に要する経費

応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

17 指定候補者の選定方法

(1) 選定委員会の審査

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 13 号)第 18 条の規定に基づいて設置される飯塚市指定管理者選定委員会の審査を経たうえで指定候補者を選定します。なお、審査にあたっては、次に掲げる選定の基準(評価項目)に基づいて総合的に評価します。

又、審査にあたっては、プレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは、提出した指定管理施設の事業計画書に基づいて行うものとし(提出していない資料は使用不可)、申請者の名称やその他申請者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載及び発言しないでください。(写真等の資料にも記載がないことを確認してください。)なお、具体的な日程等は、後日連絡します。

(2) 選定の基準(評価項目)【以下は、選定委員会で用いられる選定評価書の内容です。】

- ① 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと
 - (I) 利用者の平等な利用の確保
 - 1 利用者の平等な利用の確保が図られているか
 - (II) 個人情報保護対策
 - 1 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか
 - ② 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること
 - (I) 施設の設置目的の理解
 - 1 施設の設置目的の理解がなされているか
 - (II) 管理運営理念・方針
 - 1 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか
 - ③ 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること
 - (I) 事業計画、方針
 - 1 事業運営に対する熱意や意欲があるか
 - 2 施設の利用促進への具体的提案がなされているか
 - 3 サービス向上が見込める提案がなされているか
 - 4 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか
 - 5 モニタリングに対する考え方は適切であるか
 - (II) 事業収支計画
 - 1 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか
 - 2 見積額
 - (III) 地域との連携、社会貢献
 - 1 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組に十分な配慮がなされているか
 - 2 ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取組はなされているか
 - 3 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか
 - ④ 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること
 - (I) 業務実績
 - 1 同種・同類の業務実績があるか
 - (II) 実施体制
 - 1 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか
 - 2 有資格者を含めて人的配置は十分であるか
 - 3 危機管理体制、安全対策は十分であるか
 - 4 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか
 - (III) 経営基盤
 - 1 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか
 - (IV) 市内団体等への優遇措置
 - 1 市内団体等と市外団体等(市内団体等と市外団体等の共同事業体を含む。)が競合する場合は、市内団体等に配点合計の100分の5を加点するものとします。なお、市内団体のみで構成する共同事業体の申請にあつては配点合計の100分の5としますが、市内団体と市外団体が構成する共同事業体の申請にあつては共同事業体協定書に示された出資比率で按分して加点するものとします。なお、共同事業体の場合は、申請時に協定書等出資比率が分かる書類の写しの提出を求めることとします。
※市内団体とは法人の場合は本社、その他団体の場合は代表者住所を市内に有するものとします。
- (3) 選定結果の公表

選定結果については、応募者に個別に文書で通知します。

18 応募の無効又は応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とし、又は失格とします。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限、プレゼンテーション参加など応募及び審査に必要な手続きを守らなかった場合
- ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載しなかった場合
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容を記載した場合
- ④ 虚偽の内容を記載した場合
- ⑤ 応募に関して不正行為が明らかになった場合
- ⑥ 明らかに管理運営能力が欠けていると判断される場合
- ⑦ 経費の縮減が達成されない場合（提案された指定管理料が公募要項等に規定された指定管理料基準額（上限額）を上回る場合）
- ⑧ 募集要項に規定された応募資格を有しない場合
- ⑨ 選定評価書の総得点率が50%に満たない場合
- ⑩ その他選定基準を満たさない場合
- ⑪ その他応募資格に適さないと認められる場合

19 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の決定

指定管理者は、飯塚市議会における指定の議決を経て決定します。なお、指定の議決は令和7年9月又は12月に開会される飯塚市議会を予定しています。

(2) 詳細事項の協議及び協定の締結

議会の議決後に指定管理業務の実施に関する詳細について、飯塚市との協議を経て、協定を締結します。全指定期間を包括する基本協定と事業実施年度ごとの細目等に関する年度協定を締結します。なお、基本協定を締結したときは、告示します。

(3) 事務引継ぎ等

指定の議決後、指定管理業務の開始までに、センターの管理運営について必要な事項の引継ぎを行います。

(4) 指定管理者導入施設の調査等（モニタリング、評価）

指定管理者による施設管理の適性を期するため、随時、施設への立入等により管理運営状況を確認（モニタリング）するとともに、各年度の評価を実施します。

(5) 指定管理業務の継続が困難になった場合の措置

上記導入施設の調査結果（モニタリング、評価）等、指定管理者の責めに帰すべき理由によって、指定管理業務の継続が困難になった場合は、飯塚市は、指定を取り消すことができるものとします。この場合にあっては、飯塚市に損害が生じたときは指定管理者が賠償責任を負うものとします。

20 業務を実施するにあたっての留意事項

(1) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年飯塚市条例第20号）により、適正な取り扱いをしなければなりません。

(2) 情報公開

市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、飯塚市情報公開条例により、その管理運営についての透明性を高めるよう努めることとします。

(3) 再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、施設・設備の維持管理業務など専門的な業務を再委託することは差し支えありません。

※ 再委託できる業務は、仕様書に再掲載します。

(4) 施設における事故等

① 事故、火災等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者の判断と責任において救急車又は警察の出動要請ほか必要な措置を速やかにとるとともに、その旨を担当課に速やかに報告しなければなりません。

② 利用者に事故あるときは、適切な対応を行うとともに、その旨を担当課に速やかに報告しなければなりません。

(5) 事業報告等

① 指定管理者は、管理業務の実施状況、利用状況、管理経費の収支状況その他の事項について報告書を作成し、市に提出してください。概ね月次報告、四半期報告及び年次報告を予定します。なお、年次報告は毎年度終了後 60 日以内に、その他の報告は定期的に提出するものとし、詳細は協定で定めま

② 指定管理者は、指定期間 2 年目以降の事業計画を策定し、市の当初予算編成に支障がないよう市と協議のうえ提出するものとします。

21 問い合わせ先

飯塚市新立岩 5 番 5 号 飯塚市役所 経済部 産学振興課

電話 0948-22-5518

FAX 0948-22-6062 eメールアドレス sangaku@city.iizuka.lg.jp

22 要項別紙 1～5

募集要項・現場説明会参加受付票

(飯塚市新産業創出支援センター指定管理者公募)

令和 年 月 日

団 体 名		
代表者氏名		
所 在 地	〒	
連 絡 先	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
	ホームページ	
参 加 者	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
備 考		

※ この参加受付票は、必ずご提出ください。

※ 個人情報に関する事項については、記載の必要はありません。

市長が指定する国税及び地方税の納税に関する証明書

申請者の種別			国税	地方税
法人	本社が市内		納税証明書「その3の3」 (法人税及び消費税に未納のない証明)	【都道府県税】納税証明書(法人県民税及び法人事業税に未納がないことが分かるもの) 【飯塚市課税分】滞納なし証明書
	本社が市外	飯塚市に事業所等がある		
		飯塚市に事業所等がない		飯塚市の賦課あり
				飯塚市の賦課なし
その他の団体	代表者が市内在住		納税証明書「その3の2」 (所得税及び消費税に未納のない証明)	【都道府県税】納税証明書(都道府県税に未納がないことが分かるもの) 【飯塚市課税分】滞納なし証明書
	代表者が市外在住	飯塚市の賦課あり		
		飯塚市の賦課なし		【都道府県税】納税証明書(都道府県税に未納がないことが分かるもの) 【代表者居住地の市区町村】納税に関する証明書

※「納税に関する証明書」とは滞納のない証明又は納税証明書とする

※福岡県に納税義務がない法人の場合は、法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)に記載されている本店所在地の都道府県に未納がない証明書

※飯塚市の賦課あり：直近3ケ年に飯塚市に固定資産を有していた場合など

※非課税の場合は非課税証明とする

※法人設立が間もないため賦課がない場合等はその理由書(任意様式)とする

指定管理者応募辞退届

(飯塚市新産業創出支援センター指定管理者公募)

令和 年 月 日

下記の理由をもって、指定管理者公募に係る応募を辞退いたしたく届けます。以後、飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者応募に関して、いかなる権利も主張しないことを誓約します。

【団体名等】

団体名 (代表団体名)		
代表者氏名		
所在地	☒	
担当者 (連絡先)	所属・氏名	
	電話番号	

【辞退理由】

- ※ 辞退届の書式は任意で結構です。なお、この書式は、参考資料として作成しております。
- ※ また、辞退届提出後は、飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者応募に関する権利は主張できませんのでご注意ください。

暴力団員等の排除に係る調査承諾書

令和 年 月 日

飯塚市長 様

(申請書)

所在地又は住所

団体名

代表者氏名

飯塚市新産業創出支援センターの指定管理者に係る指定申請に伴い、別紙の代表者等(法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上傘下している者、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。)が応募制限に該当するか否かについて福岡県警察本部に照会されることを承諾します。

なお、申請にあたり、代表者等が応募の制限に該当しないことを申し添えます。

令和 年度 ○○役員名簿

氏名(カナ)	氏名	元号 大正:T 昭和:S 平成:H	年	月	日	性別 男性:M 女性:F	住所